第12　予防的殺処分（法第17条の２）

1　予防的殺処分の実施の判断

⑴　予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合のやむを得ない措置として、実施する。

⑵　このため、農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定する。

①　届出の遅さ（病変の状態、発症畜数等）

②　感染の広がり（疫学関連家畜飼養農場数、豚への感染の有無）

③　環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、川等の有無等の地理的状況）

④　埋却を含めた防疫措置の進捗状況

⑶　予防的殺処分の実施を決定する場合には、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。

2　予防的殺処分の実施手順等

⑴　農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

①　実施時期

②　実施地域

③　対象家畜

④　ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無（実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等）

⑤　その他必要な事項

⑵　都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲与し、又は貸し付ける。

⑶　この場合、農林水産省は、予防的殺処分が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

⑷　予防的殺処分は、第６の１に規定すると殺に準じて行う。また、第６の５に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象家畜の評価を行う。

この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とし、家畜が予防的殺処分の対象家畜であることは考慮しないものとする。

第13　ワクチン

1　現行のワクチンは、口蹄疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、口蹄疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。

2　動物衛生課は、ワクチン接種が必要となる場合に備え、患畜又は疑似患畜の判定後速やかに、その原因ウイルスの血清型及び遺伝子の配列情報の分析結果等に基づき、当該ウイルスに対する備蓄ワクチンの有効性について、判定する。

3　備蓄ワクチンが有効と考えられる場合は、第12に定めるところにより使用する。

4　農林水産省は、ワクチンについて、諸外国での使用事例等の国際的な情勢も踏まえ、更に研究、検討を進める。

第14　家畜の再導入

1　導入前の検査

都道府県は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の１月前以内に、当該農場に立入検査を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導徹底する。

2　導入後の検査

都道府県は、家畜の再導入後２週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも３か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

第15　発生の原因究明

1　第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、家畜、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料の給与状況（輸入飼料の利用有無等）、関係者の海外渡航履歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施する。

2　小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言及び指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第16　その他

1　種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。

2　農林水産省消費・安全局長は、防疫措置の実施に関する具体的なマニュアルを定めるとともに、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。

3　農林水産省は、農場段階で使用可能な簡易検査法の開発など防疫措置の改善に寄与する研究開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。

4　都道府県は、終息後も、家畜の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。

牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項の規定に基づき、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を次のとおり変更し、同項の規定に基づき、公表する。

平成27年11月20日　　農林水産大臣　森山　**裕**

前文

1　牛疫は、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

2　牛疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、

①　長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、

②　国民への畜産物の安定供給を脅かし、

③　地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、

④　国際的にも牛疫の非清浄国として信用を失うおそれがある

ことから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。